

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次

規 則	ページ
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	3
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	4
○漁船損害等補償法による付保義務消滅(2件) (")	4
○公共測量の終了の通知(3件) (用地対策課)	4
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○肥料の登録事項の変更の届出 (環境農業推進課)	5
○普通肥料の検査の結果の概要 (")	5
○特殊肥料の検査の結果の概要 (")	5
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め (農業基盤課)	6
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	6
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	6
○政治団体の届出事項の異動の届出	7
○政治団体の解散の届出	7
○資金管理団体の指定の届出	8
○資金管理団体でなくなった旨の届出	8
○告示(政治団体の設立の届出)の訂正	8

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第16号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1分析機器の項中

「

迅速溶媒抽出装置	1台	2時間につき7,610円
----------	----	--------------

」

を

「

迅速溶媒抽出装置	1台	2時間につき7,610円
パイロライザーガスクロマトグラフ質量分析装置	1台	1時間につき4,410円

」

に改める。

別表第2定量分析の項中

「

燃焼－イオンクロマトグラフ装置によるもの	1試料	9,120円（ISO/IEC 17025認定マークを必要とする場合は、10,240円）
----------------------	-----	---

」

を

「

燃焼－イオンクロマトグラフ装置によるもの	1試料	9,120円（ISO/IEC 17025認定マークを必要とする場合は、10,240円）
パイロライザーガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの	1試料	14,620円
パイロライザーガスクロマトグラフ質量分析装置によるもの（ISO/IEC 17025認定マークを必要と	1試料	16,690円

」

するもの」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。



高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 分析機器の項中

三次元計測機能付走査型顕微鏡	1台	1時間につき990円
----------------	----	------------

を

三次元計測機能付走査型顕微鏡	1台	1時間につき990円
ゼータ電位測定装置	1台	1時間につき2,010円

に改める。

別表第2 定量分析の項中

フィルター性能試験機による複雑なもの		1件につき16,280円
--------------------	--	--------------

を

フィルター性能試験機による複雑なもの		1件につき16,280円
ゼータ電位測定装置によるもの		1件につき6,060円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第206号

平成30年12月高知県告示第969号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町宮ヶ平246番地
イ 氏名
山中 忠道
- (2)ア 登記簿記載の住所
吾川郡富岡村成川537番地口
イ 氏名
正田 昌睦
- (3)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町大屋388番地
イ 氏名
岡林 喜代政
- (4)ア 登記簿記載の住所
高知市新屋敷一丁目1番13号
イ 氏名
松岡 邦光
- (5)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町大屋418番地
イ 氏名
岡林 鹿恵
- (6)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町大屋411番地
イ 氏名
吉岡 勇
- (7)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町大屋382番地
イ 氏名
岡林 吉竹
- (8)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川大久保
イ 氏名
隅田 隆忠
- (9)ア 登記簿記載の住所

- 吾川郡吾北村上八川土居
イ 氏名
筒井 寅馬
- (10)ア 登記簿記載の住所
高知市棧橋通三丁目2番16号
イ 氏名
筒井 一水
- (11)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村甲1917番地
イ 氏名
山崎 春義
- (12)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川土居
イ 氏名
筒井 林吉
- (13)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川土居
イ 氏名
片岡 久万次
- (14)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川土居
イ 氏名
筒井 志於
- (15)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川
イ 氏名
筒井 治恵
- (16)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川土居
イ 氏名
川村 幸吉
- (17)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川土居
イ 氏名
筒井 茂馬
- (18)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川大久保
イ 氏名
筒井 栄次郎
- (19)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川土居
イ 氏名
和田 駒
- (20)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川土居

- イ 氏名
片岡 弥久馬
- (21)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川土居
イ 氏名
隅田 志賀
- (22)ア 登記簿記載の住所
吾川郡上八川村木ノ瀬
イ 氏名
筒井 亀次
- (23)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村上八川土居
イ 氏名
高橋 岩蔵
- (24)ア 登記簿記載の住所
吾川郡伊野町神谷599番地
イ 氏名
尾崎 萩恵
- (25)ア 登記簿記載の住所
鹿児島市上福元町3882番地1
イ 氏名
和田 昭一
- (26)ア 登記簿記載の住所
土佐郡本川村脇ノ山283番地
イ 氏名
尾崎 豊蔵
- (27)ア 登記簿記載の住所
吾川郡神谷村神谷562番地
イ 氏名
浜田 久次
- (28)ア 登記簿記載の住所
吾川郡神谷村神谷481番地
イ 氏名
尾崎 貞雄
- (29)ア 登記簿記載の住所
吾川郡神谷村神谷599番地
イ 氏名
尾崎 一重
- (30)ア 登記簿記載の住所
高岡郡波介村岩戸1142番地
イ 氏名
横山 峯晴
- (31)ア 登記簿記載の住所
高岡郡日高村本郷1185番地
イ 氏名

<p>中山 英栄</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p> <p>次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</p> <p>昭和52年3月農林省告示第197号（二に限る。）</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p> <p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第207号</p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。</p> <p>平成31年3月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>浜改田加入区 深浦加入区 布加入区</p> <p>高知県告示第208号</p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成27年3月高知県告示第134号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成31年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。</p> <p>平成31年3月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>深浦加入区</p> <p>高知県告示第209号</p> <p>漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成27年3月高知県告示第143号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成31年3月25日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。</p> <p>平成31年3月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>浜改田加入区 布加入区</p> <p>高知県告示第210号</p> <p>中国四国防衛局長から平成30年7月高知県告示第574号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年2月21日に終</p>	<p>わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成31年3月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第211号</p> <p>室戸市長から平成30年9月高知県告示第772号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成31年3月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第212号</p> <p>東洋町長から平成30年9月高知県告示第773号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成31年3月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第213号</p> <p>次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。</p> <p>平成31年3月26日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐川町庄田字中ヤシキ60番1地先から69番地先に至る延長143メートルの道 2 佐川町庄田字万福寺中28番1地先から字轟ノ芝416番1地先に至る延長1,155メートルの道 3 佐川町庄田字ミノコシ37番1地先から48番1地先に至る延長80メートルの道 4 佐川町庄田字万福寺中36番1地先から22番3地先に至る延長166メートルの道 5 佐川町庄田字キリウ969番地先から字八幡山1508番2に至る延長424メートルの道 6 佐川町瑞應字坂ノワキ260番1地先から中野字後ロ山1354番地先に至る延長633メートルの道 7 佐川町中野字蔵ノ後85番2地先から字越エ135番1地先に至る延長181メートルの道 8 佐川町庄田字ハシヤシキ859番地先から瑞應字土居之前198番1地先に至る延長523メートルの道 9 佐川町庄田字キリウ971番8地先から中野字上ノ坊388番地先に至る延長2,422メートルの道 	
--	---	--

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次の肥料の登録事項の変更に
ついて届出があった。

平成31年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産事業者		変更内容		変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前 変更後	
高知県第 634号	混合有機 質肥料	十市有機	高知県農 業協同組 合	高知市北 御座2番 27号	名称	十市農業協同 組合	平成31年 1月1日
						高知県農業協 同組合	
					住所	南国市十市 3535番地 高知市北御座 2番27号	

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要
を次のとおり公表する。

平成31年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

平成31年2月分

肥料の種類 等	保証票添付 者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	土佐石灰化 工協業組合	70消石灰	主成分-A L				
〃	入交石灰工 業株式会社	70粒状消石 灰	〃				

混合有機質 肥料	株式会社古 田産業	くみあい骨 粉なたねペ レット1号	主成分-T N、T P				
-------------	--------------	-------------------------	----------------	--	--	--	--

- 備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるよう必要
袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出して検査した結果である。
2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果で
ある。
3 主成分の略号は、次のとおりである。
A L-アルカリ分、T N-窒素全量、T P-りん酸全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要
を次のとおり公表する。

平成31年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

平成31年2月分

特殊肥料 の指定名	生産（輸入又は販売） 届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要	備考
たい肥	川村 一久	牛フン堆肥	T N 0.35% T P 0.23% T K 0.56% C/N 37.9 水分 72.1%	
〃	奥田 誠志	乾燥鶏糞	T N 2.96% T P 7.65% T K 2.83% T Z n 231mg/kg C/N 8.4 水分 24.4%	
〃	高知大学農林海洋科学 部附属暖地フィールド サイエンス教育研究セ ンター	牛糞堆肥	T N 1.27% T P 1.87% T K 2.5% C/N 17.1 水分 47.7%	

- 備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。
T N-窒素全量、T P-りん酸全量、T K-加里全量、T Z n-亜鉛全量、C/N-炭
素窒素比、水分-水分含有量
2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業安芸地区（山田換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成31年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間
平成31年3月26日から同年4月23日まで

3 縦覧場所
安芸市役所

4 その他
この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月26日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第4号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「所属」を「所属等」に、「警務部各課」を「警務部各課等」に、「第10条」を「第10条の2」に改める。

第1条中「第6条第1項第8号」を「第7条第1項第7号」に改める。

第2章の章名中「所属」を「所属等」に改める。

第3条第1号中「警務課」を「警務課 人材育成課」に改め、同条第5号中「警備第二課 警衛対策課」を「警備第二課」に改め、同条に次の1項を加える。

2 警務部に、組織基盤強化センターを置く。

第3章第1節の節名中「各課」を「各課等」に改める。

第6条第1項第8号から第11号までを削り、同項第12号を同項第8号とし、同条第2項及び同条第3項中「人材育成センター、術科指導室及び」を削る。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 条例、規則、訓令その他重要文書の審査に関すること。
第6条の2を第7条とし、第6条の次に次の1条を加える。
(人材育成課)

第6条の2 人材育成課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 警察教養に関すること。
- (2) 教養施設の維持及び管理に関すること。
- (3) 教養資料に関すること。
- (4) 外国語通訳及び翻訳に関すること。

2 人材育成課に、術科指導室を置く。
3 術科指導室の運営その他必要な事項は、本部長が定める。
第3章第1節中第10条の次に次の1条を加える。
(組織基盤強化センター)

第10条の2 組織基盤強化センターにおいては、警務課及び人材育成課の所掌する事務をつかさどる。

第27条の2を削り、第27条の3を第27条の2とする。

第36条の次に次の1条を加える。

(組織基盤強化センターに置く職)

第36条の2 組織基盤強化センターに、組織基盤強化センター長を置く。

第38条中「前3条」を「第35条から前条まで」に改め、同条第1号エ中「術科指導官、人材育成センター長、」及び「、上席師範」を削り、「、企画調査官、師範及び教師」を「及び企画調査官」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、同号エの次に次のように加える。

オ 人材育成課に術科指導官、上席師範、師範及び教師
第38条第5号ウを削る。

第40条の見出し中「及び参事官」を「、参事官及び組織基盤強化センター長」に改め、同条第1項中「一般職員」を「一般職員を、組織基盤強化センター長には警視」に改め、同条に次の1項を加える。

8 組織基盤強化センター長は、上司の命を受け、警務及び人材育成に関する事務を掌理するほか特命事項を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第46条第1項中「人材育成センター長には警視を、術科指導官には警視又はこれに相当する一般職員を、」、「及び上席師範」及び「、師範には警部若しくは警部補又はこれらに相当する一般職員を、教師には警部補に相当する一般職員を」を削り、同条第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項及び第9項を削る。

第48条を削り、第47条を第48条とし、第46条の2を第47条と

し、第46条の次に次の1条を加える。

(人材育成課の職)

第46条の2 術科指導官には警視又はこれに相当する一般職員を、上席師範には警視に相当する一般職員を、師範には警部若しくは警部補又はこれらに相当する一般職員を、教師には警部補に相当する一般職員をもって充てる。

2 術科指導官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、術科教養に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

3 上席師範は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、術科教養に関する事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

4 師範は、上司の命を受け、担当事務について所属長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

5 教師は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第65条の2を削り、第65条の3を第65条の2とする。

第66条中「、参事官」を「、参事官、組織基盤強化センター長」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月26日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
村井まな後援会	村井 洋平	武市 しぶき	高岡郡四万十町十川438	平31 ・1 ・4
伴たけずみを支える会	伴 武澄	芝 崇夫	高知市はりまや町一丁目6-15	平31 ・1 ・7

桜井良一後援会	藤村 秋雄	桜井 恵子	安芸郡東洋町野根丙1885番地	平31・1・8
小松憲司後援会	國澤 鎮雄	小松 憲司	高知市愛宕町三丁目12-28	平31・1・11
安岡良仁後援会	辻 弘道	廣井 忠司	安芸郡東洋町河内50番1	平31・1・16
石原光訓後援会	田中 徳武	家方 孝	宿毛市桜町14-18	平31・1・17
女性の社会参画を応援する会	武市 しぶき	村井 洋平	高岡郡四万十町十和川口740番地	平31・1・17
矢野よりのぶ後援会	矢野 依伸	矢野 師甲	幡多郡黒潮町馬荷2565番地	平31・1・17
高野光二郎榑原町後援会	吉田 尚人	中越 哲臣	高岡郡榑原町六丁213番地	平31・1・22
三谷よしえ後援会	三谷 よし恵	三谷 晴喜	長岡郡大豊町船戸56番地3	平31・1・30

高知県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月26日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知	異動なし	山崎 行	異動なし	平30

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	
新	県林材支部（戸田 昭）	雄 林 敬嗣			・1 ・4	
旧	自由民主党安芸市支部（山本 諭）	山本 諭	山本 諭	異動なし	平30・1・11	
旧	自由民主党高知県ときわ支部（中西 康弘）	三宮 達雄	中西 康弘	中西 康弘	異動なし	平30・6・1
新		中西 康弘	山崎 達也			
旧	自由民主党東洋町支部（小松 照）	井崎 勝行	浜田 光伊	異動なし	平30・1・28	
新		小松 照	今宮 裕明			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	今面忠良後援会（今面 忠良）	鍋島 邦広	異動なし	異動なし	平31・1・4
新		今面 忠良			
旧	岡田芳秀後援会（北村 礼子）	異動なし	森本 珠城	南国市後免町一丁目5-20	平31・1・8
新			徳橋 啓史郎	南国市駅前町二丁目5-11	
旧	森田英二後援会（宇賀 秀雄）	玉川 歳倍	異動なし	異動なし	平30・10・10
新		宇賀 秀			

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	山崎龍太郎後援会（山崎 三男）	異動なし	猪野 睦	異動なし	平31・1・21
新			山崎 紀代美		
旧	佐藤のぶあき榑原町後援会（吉田 尚人）	新谷 章男	異動なし	高岡郡榑原町榑原1444番地1	平31・1・19
新		吉田 尚人		高岡郡榑原町六丁213番地	
旧	平山照生後援会（伊達 紀子）	平山 照生	異動なし	異動なし	平31・1・4
新		伊達 紀子			
旧	高知県生活衛生同業組合連合会政治連盟	篠原 重宝	異動なし	異動なし	平30・6・4
新		三宮 豊辰			

高知県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月26日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
宮川たかしと高知を元気にする会	宮川 享	平30・11・30
清流会	佐竹 紀夫	平30・12・31
武田秀義後援会	山岡 義正	平27・3・1

高知県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月26日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

資金管理団体

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
今面 忠良	南国市議会議員	今面忠良後援会	南国市久礼田1331-2	平31・1・4

高知県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月26日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日
竹 紀夫	清流会	平30・12・31

高知県選挙管理委員会告示第18号

平成30年5月高知県選挙管理委員会告示第23号（政治団体の設立の届出）の一部を次のように訂正する。

平成31年3月26日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

「第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称（代表者の氏名）	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党高知県支部（武内 則男）	武内 恵	高知市永国寺町2-1	衆議院議員	○	平30・3・19

を

「国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称（代表者の氏名）	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党高知県支部（武内 則男）	武内 恵	高知市永国寺町2-1	○	平30・3・19

に訂正する。